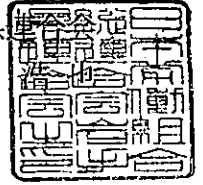


2015年3月12日

岩手県中小企業団体中央会
会長 谷村 久興 様

日本労働組合総連合会岩手県
会長 豊 巻



2015年春季生活改善に関する申し入れ

早春の候、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、平素から連合岩手の活動に対し、格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私たち連合岩手は「働くことを軸とする安心社会」の実現へ向け、「春季生活闘争」と「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪として、すべての労働者の処遇改善と東日本大震災によって被災した地域において、被災者の生活再建、被災地の産業再生と雇用の創出を引き続き最優先課題として位置づけ、課題解決に向け取り組んでおります。

わが国が今日に至る経済の繁栄と安定した社会を築くことができたのは、労使の地道な努力や創意工夫による、安定した雇用と安心して働くことができる環境が原動力でありました。

しかしながら現状においては、雇用労働者の38.2%、2,043万人が非正規労働者という不安定な雇用状況にあり、さらに非正規労働者の約7割を占めるパートの1時間あたりの賃金は、一般労働者（正社員）の6割にも満たない水準であり処遇においても格差が存在しています。加えて、大企業と中小企業との賃金・労働条件の格差も現存しています。

これら傷んだ雇用と賃金・労働環境を改善し、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に向け、「最低賃金の引き上げ」「正規・非正規労働者間の均等処遇の実現」「ワーク・ライフ・バランスの実現」などの取り組みを進めていくことが重要と考えます。

このような中、連合岩手は、2月7日に開催した第39回地方委員会において、「2015年春季生活闘争方針」を満場一致で決定し、すべての組合が重点的に取り組む課題として「賃上げ」「時短」「政策・制度要求の実現」の取り組みを「3本柱」として位置づけ、これらの取り組みを通じ、賃金の「底上げ・底支え」・「格差是正」の実現によるデフレからの脱却と経済の好循環実現に向け、地場・中小企業の活性化と地域の活性化や労働の差別化の解消などに取り組むこととしました。

つきましては、次の事項について貴会の格段のご理解を賜り、今春の労使交渉に反映していただきますようお願いいたします。

記

1. 2015年賃金改定について

連合岩手は本年の春季労使交渉に臨むにあたり、地場・中小組合及び未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金水準の底上げをはかるため、「賃上げ水準分」を確保し、「賃金カーブ維持分」「過年度物価上昇・格差是正分」として賃金引き上げ要求目安を決定いたしました。

このことは、本県労働者の生活向上はもとより、企業内における人材確保と勤労意欲の増進、内需の拡大に寄与し、地域経済の活性化、デフレからの早期脱却につながるものと確信いたしております。

この要求目安に対して、最大限のご理解の上、対応いただきますようお願いいたします。

(1) 常用雇用者の賃金要求目安額（詳細は別記）

要求目安額・・・10,500円

内 訳 ①・・・4,300円（賃上げ水準分2%）

②・・・4,000円（賃金カーブ維持分）

③・・・2,200円（過年度物価上昇・格差是正分1%）

(2) 非正規労働者の賃金改善（詳細は別記）

要求目安額・・・64円以上（1時間あたり賃金の引き上げ額）

(3) 一時金を含めた年間収入の維持・改善

月例賃金はもとより、一時金を含めた年間収入の維持・改善を要請いたします。

(4) 18歳高卒初任給の維持・改善

18歳高卒初任給水準の維持・改善を要請いたします。

(5) 全従業員対象の企業内最低賃金の協定化と水準の引き上げ

企業内における、すべての労働者が適正な生活ができるために、企業内最低賃金の協定の締結拡大と水準の引き上げをはかるよう要請いたします。

(6) 法定最低賃金の改正

本県の地域別最低賃金「678円」は一般労働者の賃金水準と隔たりが大きく、昨年、東北最下位、全国でも下位に位置しております。

公正競争の確保や賃金格差の是正などの観点からも、社会的に公正な賃金水準確保を要請いたします。

また、岩手県特定（産業別）最低賃金5業種の実効ある改定に対するご理解を要請いたします。

(7) 公正な取引関係の実現と地域活性化

公正な取引関係の実現や地域の活性化が地場・中小企業労働者の賃金の底上げには不可欠であることから、適正な価格取引・価格転嫁に向け取り組みを要請いたします。

2. 労働条件及び職場環境の改善に関する事項

(1) ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて

平成25年の年間総実労働時間（厚生労働者・毎月勤労統計調査）において、全国は1,791時間に対し、岩手県は1,908時間と全国に比べ117時間長くなっており、また、所定内労働時間においても全国は1,642時間に対し、岩手県は1,762時間と全国に比べ120時間長くなっております。労働安全衛生面・健康確保のための長時間労働の抑制や過重労働防止、労働時間の適正な管理・把握の徹底、年次有給取得率向上などの対応策により、「社会生活の時間」の充実を含むワーク・ライフ・バランス社会の実現や「働き方」「休み方」の意識改革を進め、「年間総実労働時間1,800時間の実現」に向けた取り組みを要請いたします。

(2) ワークルールの確立

正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣・請負労働者などもワークルールの適切な運用のもとではたらくことができるよう、労働者派遣法への的確な対応をはじめ、労働契約法、パートタイム労働法をなどの関係法令と労働協約の遵守の徹底、また、障害者雇用安定促進法に定める法定雇用率（1.8%⇒2.0%）引き上げへの的確な対応とともに、快適な職場づくりに向けた取り組みを要請いたします。

(3) 非正規労働者の処遇改善

改正労働契約法などを踏まえ、非正規労働者の正社員・無期労働契約への転換ルールの導入促進・明確化や、昇給ルールの明確化、一時金の支給や福利厚生など均等待遇の実現をはかることを要請いたします。

(4) 雇用の安定と確保・創出

新規学卒者の雇用の場の確保はもとより、さらなる魅力ある雇用創出に向け取り組むとともに、県内企業の高年齢者雇用安定法に関わる継続雇用制度の導入は96.8%であることから、100%導入となるよう要請いたします。

(5) 公契約における公正労働条件確立

「岩手県公契約条例（案）」が2月定例会にて提案されました。県条例が制定となれば県内各市町村における条例制定に向け、労使が一体となって県内各企業の健全な発展と県内労働者の生活向上に向けた取り組みとなりますよう要請いたします。

3. 男女平等課題に関する事項

(1) 男女平等社会の実現

改正男女雇用機会均等法の定着・点検に向け、ポジティブアクションガイドライン等を活用し、配置や仕事の配分、昇進・昇格など結果として男女間の賃金格差が生じていないか検証し、是正のための労働協約改定、制度整備や生活関連手当の支給等（福利厚生、家族手当）における「世帯主」を要件とすることでの間接差別となることから世帯主要件の廃止ならびに女性だけに証明書請求のなど廃止への取り組みを要請いたします。

(2) 両立支援の促進（育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法）

マタニティハラスメントの防止に向けた点検ならびに、妊娠・出産にかかわる制度を利用したことによる不利益な取扱いの禁止の徹底や改正育児・介護休業法定着に向けた取り組みや次世代育成支援対策推進法（10年間延長）の趣旨に沿い育児・介護を担う労働者に配慮した対策を講じるとともに、非正規労働者にも適用要件を拡充するよう要請いたします。

4. 東日本大震災からの復興・再生に関する事項

東日本大震災によって被災した地域の復興・再生を成し遂げ、被災企業の再生から被災者の安定した雇用の場の創出などによる mismatches の解消に向けて、労使が一体となって被災地支援が出来る取り組みを要請いたします。

以上

[別記]

1. 常用雇用の賃金要求目安額「10,500円」の考え方

(1) 賃上げ水準分は、連合岩手2014年賃金実態調査の全産業男女計の平均賃金

213,570円の2%を算出

$213,570円 \times 2\% = 4,272円 \approx 4,300円$

(2) 賃金カーブ維持分は、連合岩手2014年賃金実態調査による、全産業男女計の平均賃金の40歳賃金と20歳賃金の差額を勤続年数20年で割り、1歳あたりの上昇額の平均を算出

$229,300円(40歳平均値) - 151,800円(20歳平均値)$

$= 77,500円$

$77,500円 \div 20年(勤続年数) = 3,875円 \approx 4,000円$

(3) 過年度物価上昇・格差是正分は、連合岩手2014年賃金実態調査の全産業男女計の平均賃金213,570円の1%を算出

$213,570円 \times 1\% = 2,136円 \approx 2,200円$

2. 非正規労働者の賃金要求目安額「64円以上」の考え方

(1) 常用雇用の賃金要求目安額「10,500円」を平成25年賃金構造基本統計調査の岩手県の所定内実労働時間数165時間で割り時間額を算出

$10,500円 \div 165時間 = 63.6円 \approx 64円$